

審 議 結 果 速 報

(令和7年10月8日)

陳情7年生活環境第12号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和7年9月定例会

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
7年－12 (R7.8.13)	生 活 環 境	鳥取西部風力発電事業に関する陳情	不 採 択 (R7.10.8)
▶陳情事項 鳥取県議会において、鳥取西部風力発電事業の問題点をしっかりと協議していただき、反対の表明をし、町民への周知徹底をしていただいた。			

▶所管委員長報告（R7.10.8 本会議）会議録暫定版

地域住民に対し、丁寧に説明を行い、理解を求めることは、事業者が当然、責任をもって行うべきものですが、当該事業にかかる電気事業法に基づく許認可権限は国にあり、現在、国に対する環境影響評価法に基づく手続きが進行中であるところ、県は、本手続きの中で、事業者が作成した方法書に対し、住民への丁寧な説明や意見・要望への誠意ある対応などを求める意見書を提出しています。

現在は、「現地調査・予測・評価」の段階であり、環境影響評価の結果は、未だ明らかになっておらず、また、建設予定地の住民の中でも、建設計画への賛否が分かれ、様々な意見があるところです。

このような状況を踏まえ、まずは、今後の法定手続きにおいて、意見書提出等の機会を通じ地元自治体等の意見が表明され、国の指導・監督のもとで、事業者自ら、事業計画について、地域住民から十分に理解や納得を得られるよう、引き続き検討していくべきものであり、県議会として、これに反対の表明や町民への周知を行うべきとは考えられないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

伯耆町・江府町・日野町をまたぐ大規模な風力発電事業計画は、土砂災害・環境破壊・健康被害・日野川源流水源地の開発による飲み水への不安など危険性や問題点が山積みの事業である。

建設予定地のほとんどが、風化すると崩れやすくなる花崗岩地帯（真砂土）であり、その山を尾根から開削して道路や巨大な風力発電基（196m・22基）を設置する工事をすれば、豪雨や大地震時に大規模な土砂災害（がけ崩れ・土石流）の多発地帯になる危険性が非常に高いことは、容易に想定できる。

地質学の専門家は、南海トラフ巨大地震を2030～2038年（30年以内の発生確率は80%）とも予測しており、町民・町行政への甚大な被害（土砂災害・経済被害）のリスクがある。

さらに、地上権設定契約に大きな問題点をもつ危険性があり、災害時、地上権者（事業者）に賠償責任はなく、土地所有者（地主）が負担しなければならないのである。

事業者は、令和8年1月に準備書提出を予定しているとのことであるが、住民は現状をほとんどが理解していないので、準備書を提出する前に、すべての町民と関係周辺地域住民（米子市等も含めた災害時影響が波及する地域）への非公開でない事業者説明会の実施を要望する。

議会では、この鳥取西部風力発電事業の問題点をしっかりと協議していただき、反対の表明をし、町民への周知徹底をしていただくよう陳情する。

「鳥取西部風力発電事業について考える住民有志」は、伯耆町・江府町・日野町の大切な自然と住民の生活を破壊しようとしているこの悪質な鳥取西部風力発電事業の完全白紙撤回を求める。

【問題点・危険性の分類】

- ・土砂災害の懸念
- ・地震、台風時の風車倒壊の懸念
- ・大規模森林破壊、ブナ林等への影響
- ・日野川源流部、水源地開発による飲み水等水質悪化、枯渇の可能性
- ・騒音による睡眠障害の可能性
- ・低周波による体調不良被害の実際
- ・鳥や野生動物等生態系への影響
- ・鳥取大学医学部附属病院のドクターヘリへの影響
- ・家畜やペットの健康被害の可能性
- ・猪や蜂等が人に被害をもたらす可能性
- ・Uターン、Iターンへの影響
- ・特別天然記念物、保安林への影響

現 状 と 県 の 取 組 状 況

9/12 常任委員会資料

生活環境部（環境立県推進課）

【現 状】

鳥取西部風力発電事業について

- (1) 当該事業は当初、南部町、伯耆町、日野町、江府町において32基の発電用風車を設置しようとする計画で、事業者が環境影響評価法に基づき国に対して手続を行っており、方法書までの手続きが終了している。(平成30年8月6日)

< 手続の流れ >



(各手続の概要)

- ① 配慮書 事業の検討段階において、環境保全のため配慮すべき事項を検討し、その結果をまとめたもの
- ② 方法書 環境影響評価を行う項目、現地調査に係る方法、環境影響の予測・評価方法をまとめたもの
- ③ 準備書 現地調査結果を踏まえ、予測・評価を行った結果をまとめたもの
- ④ 評価書 準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じてその内容を修正したもの

< 事業概要 > ※平成30年方法書時点の計画

事業者の名称	鳥取西部風力合同会社(代表社員: 日本風力エネルギー株式会社)
対象事業実施区域	南部町、伯耆町、日野町、江府町
発電所出力(方法書)	144,000kW (4,500kW級の風力発電機を最大32基)

- (2) 令和7年7月3日、事業者は事業実施区域の縮小(南部町を除外)、風力発電設備の設置基数減・大型化について、南部町を除く伯耆町、日野町、江府町に説明した。(32基 → 22基、4,500 kW級 → 6,500 kW級)
- (3) 事業者から説明を受け、令和7年8月12日に江府町長は事業反対を表明した。(南部町は当初から事業に反対)

【県の取組状況】

- (1) 環境影響評価法に基づき、事業者が作成した方法書に対して環境保全の見地からの意見を経済産業大臣に提出した(平成30年7月18日)

【鳥取西部風力発電事業に対する知事意見(一部抜粋)】

- ・集落を囲む急峻な山地に大規模な改変が加えられ、動植物や生態系などの自然環境及び近隣住民の生活環境に対し重大な影響を与えることが懸念されるため、極めて慎重に環境影響評価を行うべき事案である。
- ・環境影響評価の結果、環境影響の回避又は低減が十分でないと評価した場合は、事業の大幅な縮小や廃止も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。

(2) 本件に限らず、大規模な開発を伴う風力発電や太陽光発電事業等の許認可等の手続きにおいては、地元自治体の意見が反映されるよう、平成30年から毎年
全国知事会要望などの機会を通して国に要望している。

＜要望事項＞「大規模な風力発電事業や太陽光発電事業等に係る地元自治体同意、環境影響評価等について」(令和7年度6団体要望 抜粋)

- ・大規模な風力発電や太陽光発電事業等に係る許認可等の手続きにおいては、地元自治体の同意を要件とする電気事業法等の改正を行うとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築し、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任をもって事業者を指導すること。
- ・環境影響評価手続きにおいて、地元自治体からの意見が適切に事業計画に反映される仕組みを構築すること。